

別記様式(第5条関係)

表

|          |   |   |        |         |
|----------|---|---|--------|---------|
| 第        | 号 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法<br>第39条第1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書 |        |         |
|          |   | 官<br>氏  | 職<br>名 |         |
|          |   |   |        | 年 月 日生  |
|          |   |   |        | 年 月 日発行 |
| 写 真      |   | 総務大臣  |        | 印       |
| (押出スタンプ) |   |   |        |         |

裏

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 (抄)

(報告の徴収等)

第39条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第44条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。